

浜松市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合の許可(以下「許可」という。)の取扱いについて、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則(平成25年浜松市規則第65号。以下「規則」という。)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(許可申請の添付書類)

第2条 規則第19条第3項第8号に規定する市長が必要であると認める図書は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2第2号イに規定する一般廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類
- (2) 役員名簿
- (3) 相談役又は顧問名簿
- (4) 株主又は出資者名簿
- (5) 従業員の名簿
- (6) 収集運搬の用に供する施設一覧表
- (7) 収集運搬車両の車検証の写し
- (8) 一般廃棄物収集運搬車両寸法表
- (9) 収集運搬車両の前後からの写真(自動車登録番号が判読できるもの。)
- (10) コンテナ車を収集運搬に用いる場合は、運搬容器の仕様書又は写真
- (11) 積替え及び保管場所の写真(施設の全景及び部分を撮影したもの)
- (12) 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書の写し
- (13) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書
- (14) 直前2年の市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

2 更新

前項の(1)を除く書類。なお、(8)の書類については、変更がない場合は、省略できる。

(標準処理期間)

第3条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に規定する許可の申請に対する標準的な処理期間は、1月とする。

(変更の届出)

第4条 規則第23条第2号に定める届出のうち、運搬車両の変更による届出は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 運搬車両を変更する場合は、市施設搬入車両基準に適合し、事前に協議を要するものとする。
- (2) 運搬車両を変更する場合は、新規に導入する車両の第2条第7号から第9号までに規定する書類を添付しなければならない。
- (3) 運搬車両の車検・修理により車両の代車が必要な場合は、一般廃棄物処理業変更届出書を一般廃棄物収集運搬車両代車届出書で変えることができる。この場合、事前に届出をするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、行政手続法の施行日（以下「施行日」という）から施行する。
- 2 浜松市一般廃棄物処理業許可取扱要綱（旧要綱）は、この要綱の施行日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。